掲示事項 (介護予防)通所リハビリテーション

運営規程の概要

フリガナ	イワム	ンロノ	サト、	ソウシ	ョリハ	ビリテ	ーショ	ン	サービスの	(介護予防)通所リハビリテーション			
事業所名	いわす	じろの	里道	通所リノ	ハビリ	テーシ	ョン		種類 事業所番号	1550180242			
	〒953−0103								フリガナ	ヤザワ ヨシミツ			
所在地 	新潟ī	市西蒲	東区橋	本97 [:]	番地1			管理者	矢澤 良光				
連絡先	電話番号 0256-82-5040						040	FAX番号	0256-82-5150				
営業日	日	日 月 火 水 木 金 土 祝				土	祝	その他年間	国民の祝日及び				
当 未 口	休	0	0	0	0	0	休	休	の休日	年末年始(12月29日~1月3日)			
	平	8	3:15	~17:00									
営業時間	±	曜	日	-					備考	サービス提供時間 8:30~17:00			
	日曜・祝日					_							
利用定員		5 名		実施耳	单位数		1 単	位					
利用料		法定	代理员	を領分		厚生	労働大	臣が	定める告示上の)基準額の利用者負担分(別掲)			
ተባ <i>ተ</i> ገ	法定代理受領分以外 厚生労働大臣か							臣が	定める告示上の基準額(別掲)				
その他の 費用	食費6	食費630円(おやつ代含む)											
通常の 事業の	新潟ī	市西蒲	甫区 (岩	当室∙洮	湯東•≉	 巻西圏	域)、	燕市(旧吉田町)、弥	彦村			
実施地域	備者	Š											

従業者の勤務体制

職種	員 数				
40% 作里	常勤	非常勤			
医師	1人以上				
理学療法士または作業療法士	1人以上				
看護職員	1人以上				
介護職員	1人以上				

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない 限り、決して漏らしません。
- 〇 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当 該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとし ます。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地

単価 10.17 円

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《通所リハビリテーション》…(所要時間6時間以上7時間未満の場合)の場合

•基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金							
女月 鼓及	平 位	基 本利用科	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)						
要介護1	(715)	7,271 円	728 円	7,271 円						
要介護2	(850)	8,644 円	865 円	8,644 円						
要介護3	(981)	9,976 円	998 円	9,976 円						
要介護4	(1137)	11,563 円	1,157 円	11,563 円						
要介護5	(1290)	13,119 円	1,312 円	13,119 円						

- 加算及び減算

	利田料	利用料		利用者負担金							
加算・減算	単位	- イリカイ - (一部除き1日に・	つき)	(法定代理受領	(分)	(法定代理受領分以外)					
入浴介助加算	(I) (40)	406	円	41	円	406	円				
	イ 6月以内 (560	5,695	円	570	円	5,695	円				
リハビリテーションマネジ メント加算(1月につき)	イ 6月超 (240	2,440	円	244	円	2,440	円				
	医師が説明 (270	2,745	円	275	円	2,745	円				
リハビリテーション提供体制	· 制加算 (24)	244	円	25	円	244	円				
短期集中個別リハビリテー 実施加算	-ション (110) 1,118	円	112	円	1,118	円				
認知症短期集中リハビリ	I (240	2,440	円	244	円	2,440	円				
テーション実施加算	II (1月ごと) (1920	19,526	円	1,953	円	9 2,745 9 244 9 1,118 9 2,440 9 19,526 9 12,712 9 610 9 1,017	円				
生活行為向上リハビリテー 実施加算(1月につき)	-ション (1250	12,712	円	1,272	円	12,712	円				
若年性認知症利用者受入	加算 (60)	610	円	61	円	610	円				
重度療養管理加算	(100	1,017	円	102	円	1,017	円				
退院時共同指導加算	(600	6,102	円	611	円	6,102	円				
サービス提供体制強化加算※	I (22)	223	円	23	円	223	円				
送迎を行わない場合の減算 (片道につき)	算 -(47	-477	円	-48	円	-477	円				

《介護予防通所リハビリテーション》

・基本部分(1月につき)

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金					
女月喪疫	丰位	本 个利用科	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)				
要支援1	(2268)	23,065 円	2,307 円	23,065 円				
要支援2	(4228)	42,998 円	4,300 円	42,998 円				

・加算及び減算(1月につき)

75 F 7 C 188 F (17) 11 C 7												
加算・	減算	単位		利用料		利用者負担金						
加昇	/火 开	의 무	_	ተባ/ጠ ተተ		(法定代理受領	分)	(法定代理受領分	以外)			
利用を開始した日の属す		要支援1 -(120	0)	-1,220	円	-122	円	-1,220	円			
る月から起算して12	2月超え	要支援2 -(240	0)	-2,440	円	-244	円	-2,440	円			
一体的サービス提供加算 (48)	4,881	田	489	円	4,881	田			
退院時共同指導力	加算	(600)	6,102	円	611	円	6,102 ₽				
サービス提供体制強化加算	т	要支援1 (88))	894	円	90	円	894	円			
※ ※	1	要支援2 (176)	1,789	円	179	円	1,789	円			

[※]印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受付する他、下記の機関に申し立てることが出来ます。

事業所相談窓口	支援相談員	電話番号 0256-82-5040 代表
	新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273 介護給付係
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-283-3022
」 苦情受付機関	燕市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話番号 0256-92-1111 代表
古用文刊版制	弥彦村住民福祉課福祉介護係	電話番号 0256-94-3132
	長岡市介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	三条市福祉保健部高齢介護課	電話番号 0256-34-5511

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況			実施日	VI	令和	年	月	日
	1		評価機関名称					
			結果の開示	1		あり	2	なし
		無し						